

本市においては「南相馬市公立学校通学区域に関する規則」により、小学校12校、中学校6校ごとに通学区域が定められ、その区域に基づいて入学する学校が指定されていますが、「特別な事情がある場合は、通学区域外の学校に入学・通学することができる」ことになっています。
通学区域や通学区域外就学に関することについては、各学校又は学校教育課までお問い合わせください。

【通学区域外就学とは】

1. 通学区域外の学校に入学・通学できる場合とは、下表に示した事由による場合です。ただし、安全に通学できることが条件です。
2. いずれかの事由に該当する児童・生徒が、学区外の学校への就学を希望する場合は、教育委員会において、「通学区域外就学許可申請」の手続きをしなければなりません。
3. 下表以外の事由により学区外の学校への就学を希望する場合は、教育委員会にご相談ください。
4. 許可の判断については、事由ごとに必要な添付書類の審査に基づきますが、学校の施設・設備・規模等を勘案して判断する場合があります。
5. 新入生の場合は、「入学通知書(ハガキ)」到着後速やかに申請を行ってください。

【通学区域外就学の申請(許可)事由等】

申請区分		申請事由及び許可要件	許可対象			許可期間	備考(添付書類等)	申請先
			小	中	学年			
1	転居	1 市内で転居したが、引き続き、従前の学校への通学を希望する場合	○	○	全学年	(選択期間) 学期終了まで、学年終了まで、卒業まで、指定日まで	※転居届の提出後	・学校教育課
		2 新入学又は進級する学年の途中で、通学区域外に新築中の住宅に転居することが明らかであるため、先にその通学区域外の学校へ就学することを希望する場合	○	○	全学年	工事完成後の転居予定日まで	建築確認通知書の写し	
		3 通学区域外の借家等に転居したが、近いうちに再転居する予定であるため引き続き、従前の学校への通学を希望する場合	○	○	全学年	当該学期終了まで	再転居を明らかにする書類等	
2	留守家庭 家庭事情	1 両親が共働き等のため、下校後に通学区域外の児童館を利用する場合 (例：通学区域内の児童クラブに入ることができない場合など)	○		利用対象学年	児童館退館時まで	就労証明書又は自営業を営んでいることがわかる書類等	・学校教育課
		2 両親が共働き等のため、下校後は通学区域外の祖父母等の保護が必要である場合			全学年	卒業まで		
		3 下校後に通学区域外の両親が営む店舗・事務所に下校する場合			入学時			
		4 在学中の兄弟が通学区域外就学中の場合(同時在学のみ)						
3	身体的理由	1 通院等を必要とするため、病院等に近い学校への通学を希望する場合	○	○	全学年	通院等の終了まで	医師の診断書	・学校教育課
		2 特別支援学級に入級を必要とし、指定校にその設置がない場合				必要とする期間		
		3 通学区域外の特別支援学校又は福祉施設に入所する場合				施設に入所する期間	入所通知の写し等	
		4 里親委託により、通学区域外の学校への通学を希望する場合				委託されている期間	委託を示す書類等	
4	地理的理由 指定校までの通学距離が著しく長いことや隣接する通学区域との関係などの地理的要因から、隣接する通学区域の学校への通学を選択する場合ただし、右の区域に居住する児童生徒に限る	1 「信田沢尼ヶ折」地区・・・(指定校：石神第一小学校)(選択校：石神第二小学校)	○		全学年	卒業まで		・学校教育課
		2 「鹿島区榎原上萱」地区・・・(指定校：鹿島小学校)(選択校：石神第一小学校)						
		3 「北原細谷地」地区・・・(指定校：原町第二中学校)(選択校：原町第三中学校)						
		4 「萱浜六貫山」地区・・・(指定校：原町第三中学校)(選択校：原町第二中学校)						
		5 「鹿島区榎原上萱」地区・・・(指定校：鹿島中学校)(選択校：石神中学校)						
		6 「上太田字陣ヶ崎」から「大木戸字南原」に変更となった地区・・・(指定校：石神第二小学校・石神中学校)(選択校：原町第三小学校・原町第一中学校)						
5	教育的配慮	1 小学校卒業まで通学区域外就学を許可され、その小学校の通学区域が含まれる中学校への入学を希望する場合	○	○	入学時	卒業まで	学校長の意見書	・学校教育課
		2 小学校において継続して取り組んでいる運動・文化活動に関する部活動が通学区域の中学校になく、入部を前提にその部活動のある中学校に入学する場合					学校長の意見書、入部届 ※通学距離・経路等重視	
		3 転校することとなる学校に従前の学校で取り組んでいた「部活動」がないが、継続して取り組みたいので、引き続き、従前の学校への通学を希望する場合						
		4 いじめの問題から緊急避難するため、他の学校への転学を希望する場合					学校長の意見書 ※ 意見書は教育委員会より求める	
		5 不登校又は不登校傾向を改善するため、他の学校への転学を希望する場合						
		6 1～5以外で、児童生徒の心身の保全及び情緒の維持のため、他の学校への通学又は転学を希望する場合						
		7 居所(避難先)の通学区域の学校に就学する場合(震災特例措置 ※H24追加)						
		8 保護者等が平成23年3月11日以前に旧警戒区域(小高区全域及び原町区の一部)に居住しており、既に他地に転居しているが、震災時の居住学区に就学を希望する場合(震災特例措置)					○	
6	学校統合	1 統合が予定されている学校に前もって入学・通学する場合(R4追加)	○		全学年	学校が統合するまで		・学校教育課